

○青山学院大学利益相反及び研究教育倫理委員会規則

(2014年11月20日理事会承認)

(目的)

第1条 この規則は、青山学院大学(以下「本学」という。)に利益相反及び研究教育倫理委員会(以下「委員会」という。)を置き、本学における、利益相反に係る諸問題、研究倫理及び教育倫理(以下「研究教育倫理」という。)に反する行為等に関する事前予防対策、発生時の調査、事後対応等のためのマネジメント体制を整備することを目的とする。

(利益相反及び研究教育倫理)

第2条 この規則における利益相反及び研究教育倫理とは、以下に規定する事項に関わるものをいう。

- (1) 研究教育活動における利益相反に係る事項
- (2) 研究教育活動における人権尊重に係る事項
- (3) 研究教育活動における環境保全に係る事項
- (4) 本学における安全保障貿易管理に係る事項
- (5) 論文等の盗用、改ざん、捏造等の不正行為に係る事項
- (6) その他研究教育に係る本学としての倫理的責任を担保するために学長が必要と判断した事項

(構成)

第3条 委員会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 総務担当副学長
 - (2) 学部長及び専門職大学院研究科長
 - (3) 専任教員から学長が指名する者 若干名
 - (4) 専任事務職員から学長が指名する者 若干名
- 2 前項第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置き、前条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、その運営を統括する。

(副委員長)

第5条 委員会に、副委員長1名を置く。

2 副委員長は、第3条第1項第2号から第4号までに規定する委員の中から委員長が指名する。

3 副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の指示により特定の職務を分掌する。
(招集、開催、成立要件等)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、年2回定期に開催する。ただし、委員長が、必要があると認める場合は、臨時に開催することができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
(審議事項、活動事項等)

第7条 委員会は、第2条に規定する事項について、事前予防対策、発生時の調査、事後対応等のためのマネジメントを統括する。

- 2 委員会は、第2条に規定する事項について、審議し、又は報告を受ける。
- 3 委員会は、第2条に規定する事項について、学校法人青山学院の諸規則及び諸制度との連携を図りつつ、関連する諸規則の制定及び改廃に係る原案を策定する。
- 4 委員会は、第2条に規定する事項について、情報等を適宜開示し、啓発活動を行う。
- 5 委員会は、前各項に規定するもののほか、この規則の目的を達成するために、青山学院大学における利益相反及び研究教育倫理に関する指針(以下「指針」という。)を策定する。
(小委員会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の下に小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は、委員会から付託された特定の事項について、調査、審議等を行う。
- 3 小委員会の構成員は、委員会の委員長が、第3条第1項に規定する委員の中から指名する。
- 4 委員会の委員長は、必要があると認めるときは、前項の構成員に加えて、専門家(本学外の者を含む。)を小委員会の構成員とすることができる。
(相談窓口)

第9条 委員会は、利益相反及び研究教育倫理に係る相談窓口を、青山キャンパスにあっては研究推進部研究推進課に、相模原キャンパスにあっては相模原事務部研究推進課に置く。

- 2 相談窓口は、相談内容を委員長に報告する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の相談内容を委員会に報告する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定による報告に基づいて調査を実施し、又は事後対応について処置する。

(指針)

第10条 委員会が第7条第5項の規定により策定した指針は、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、前項の規定により決定した指針について本学内に周知する。

(所管)

第11条 この規則は、研究推進部が所管する。

(改廃手続)

第12条 この規則の改廃は、委員会及び学部長会の議を経た後、常務委員会及び理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、2014年11月21日から施行し、2014年4月1日から適用する。